# 重要事項説明書

(訪問看護・リハビリ)

〈令和 年 月 日現在〉



ナーシングケア いおり

〈事業所番号 1361590423〉 〒166-0013 杉並区堀ノ内 2-39-18 tel:03-6383-2901 fax:03-6383-2902

mailto:info@nc-iori.com

## この書類について

あなた(又はあなたのご家族)が利用しようと考えている、医療保険または介護保険制度に基づく訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容が記載されています。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

# 2. 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Skyhook(カブシキガイシャスカイフック)		
代表者氏名	代表取締役 社長 内山 健太郎		
本 社 所 在 地	東京都杉並区高円寺南 3-12-13 (連絡先は下記ステーションと同一)		
事 業 内 容 訪問看護事業、企画デザイン事業			
法人設立年月日 平成 28 年 12 月 14 日			

# 3. ご利用者に対してのサービス提供を実施するステーションについて

# (1) ステーション概要

事業所名	ナーシングケア いおり		
指定事業者番号	1361590423 号 ステーションコード 7298490		
所 在 地	〒166-0013 東京都杉並区堀ノ内 2-39-18		
連 絡 先	Tel: 03-6383-2901 Fax: 03-6383-2902		
管 理 者 名	杉本 愛子		
サービス種類	介護予防訪問看護、訪問看護(介護保険・医療保険)、 サービス種類 連携型 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
サービス提供地域	サービス提供地域 原則的に事業所から 2.5~3.0km 圏内*とする。 ※場合によっては杉並区、中野区、新宿区内の一部にも対応		
営業日・時間	営業日・時間 下記休業日を除く平日 9 時~18 時*		
休業日	土・日・祝日、年末年始(12/31~1/3) ※緊急時訪問看護加算(介護保険)、24 時間対応体制加算(医療保険)の契約を行うご利用者 については 24 時間対応。		

# (2) 事業の目的・運営方針

事業の目的	株式会社 Skyhook が設置するナーシングケア いおり (以下ステーション) は、看護が必要な方に対して、そのご利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいてその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。
運営方針	<ul><li>① 訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。</li><li>② 必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。</li><li>③ 関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。</li></ul>

# (3) 職員体制

	資 格	常勤	非常勤	職務内容	
管理者	看護師	1名		看護計画作成・訪問看護	
看護師	看護師	3名		看護計画作成・訪問看護	
作業療法士	作業療法士	1名		看護計画作成・訪問看護	
事務職員		1名		介護・医療保険請求	

# 4. 提供するサービスの内容と禁止行為について

# (1) 提供するサービスの内容

# 主治医の作成した訪問看護指示書に基づき、利用者の意向や心身の 訪問看護計画の作成 状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービ (医療保険) ス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 主治医の訪問看護指示書並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が 作成した居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)に基づき、利 訪問看護計画の作成 (介護保険) 用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応 じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 ① 病状の観察 ② 床ずれの予防及び処置 ③ 体位変換、食事、排泄の介助 ④ 入浴、清拭、洗髪の介助 ⑤ カテーテルなどの医療器具の管理 訪問看護の提供 ⑥ リハビリテーションの指導 ⑦ 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供 ⑧ ご家族・介護者の看護に関する相談や指導 9 介護や福祉制度の相談 ⑩ その他主治医の指示に基づく必要な看護 ① 介護予防訪問看護(口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能など) (12) その他サービス (療養相談・助言・その他)

#### (2) 看護師等職員の禁止行為

看護師等職員はサービスの提供にあたり、次の行為は行いません。

- ① ご利用者又はご家族からの金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② ご利用者又はご家族からの金銭、物品の授受
- ③ ご利用者の同居ご家族に対するサービス提供
- ④ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為 (ご利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他ご利用者又はご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、その他迷惑行為

#### (3) サービス利用上の禁止行為

ご利用者またはご家族からの看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ①サービスに必要がないことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ① 人格を傷つける発言を行うこと
- ① 一方的に恫喝すること

- ③ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- 4 その他前各号に準ずる言動を行うこと
- **5. ご利用料金** ⇒「ご利用料金について」(p.7~)をご参照ください。

## 6. サービスのご利用について

#### (1) サービスの提供開始

- ①サービスの提供に先立って、医療保険証もしくは介護保険証に記載された内容(被保険者資格及び有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ② 主治医の作成した訪問看護指示書、並びに介護保険においては居宅介護支援事業所又は地域 包括支援センターが作成する「居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利 用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計 画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいませ。
- ③ サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ④ 看護師等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないます。実際の提供は、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

## (2) サービス提供に係る留意事項

- ・サービス提供の時間は、基本的には定期日時でスケジュールを組んでおりますが、別の訪問や 緊急訪問等による遅れなどにより、時間帯が前後することがあります。
- ・業務の都合上、振替訪問または代行者による訪問となる場合があります。
- ・病気・怪我などでご利用者の健康に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果に より、サービスの内容変更または中止をする場合があります。
- ・ご利用者が、感染症など、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患に罹患していることが明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。なお、治癒するまで、 サービスのご利用をお断りする場合があります。
- ・災害時等の非常時において、職員が出勤不可能な場合や、安全な訪問ルートを確保できない場合等、サービスの変更や中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- ・介護保険サービスにおいて、理学療法士または作業療法士等によるリハビリテーションが主となる訪問看護計画を立てた場合にも、定期的に看護師が訪問して健康状態を確認することが義務付けられておりますのでご承知くださいませ。

## (3) サービスの終了

以下に該当する場合は、自動的にサービスが終了します。

- (ア)ご利用者が病院に長期入院、または介護保険施設に入所した場合
- (イ)介護保険給付を受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当[自立]と認定された場合
- (ウ)ご利用者が亡くなられた場合

その他、以下の場合にサービス終了となることがあります。

- ① ご利用者の都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。
- ② ステーションの都合でサービスを終了する場合 やむを得ない事情により、ステーションからのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに通知いたします。
- ③ 契約解除となる場合
  - ・ステーションが、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用

者やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業者が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者は即座に契約を解約することができます。

・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、支払いを催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合や、ステーションおよびサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、ステーションからのサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

## 7. 秘密の保持と個人情報の保護について

ご利用者及び その家族に関する 秘密の保持に ついて	<ul> <li>①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li> <li>②事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
個人情報の 保護について	<ul> <li>①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</li> </ul>

## 8. 緊急時の対応方法

訪問看護サービスの提供中に、ご利用者に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事前の打ち合わせにより、救急隊・親族・居宅介護支援事業者、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

#### 9. 事故発生時の対応方法

ご利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また事故による損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保 険 名

あんしん総合保険制度 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

## 10. ご相談・ご要望・苦情申し立てについて

ステーションでは、ご利用者およびご家族からのご相談・苦情に対し、窓口を設置し、訪問 看護サービスに関するご要望や苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。また、苦 情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

窓口担当者	管理者 杉本 愛子 ※担当者不在の際等、ほかの従業員が対応する場合がございます。
連絡先	Tel: 03-6383-2901 Fax: 03-6383-2902 (受付時間: 開所時間に準ずる)

## (1) 苦情などが寄せられた際の対応について

- ①苦情、相談があった場合、可及的速やかに聞き取りを行い、事情の確認をいたします。
- ② 管理者は訪問看護職員に事実関係の確認を行います。特にステーションに関する苦情である 場合には、ご利用者側の立場に立って事実関係の特定を行います。
- ③ 相談担当者は把握した状況をスタッフと共に検討し、対応を決定します。必要に応じて関係 者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へ必ず対応方法を含む結果報告を行います。
- ④ ステーション内で解決困難な案件については、保険者や国保連に報告連絡調整を行い、解決 に向けて尽力します。
- ⑤ 再発防止のため、必要に応じてマニュアルの作成を行います。

## (2) 自治体などの苦情申し立て窓口のご案内

国保連合会苦情相談窓口	03-6238-0177
杉並区介護保険課相談調整担当	03-3312-2111
杉並区医療安全相談窓口	03-3391-0874
中野区介護保険分野事業者指導調整担当	03-5380-0751
新宿区介護保険課給付係	03-5273-3479
新宿区患者の声相談窓口	03-5273-3869

## 11. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げる必要措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者:杉本 愛子(ステーション管理者)
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 介護相談員を受入れます。
- ⑤ 従業者に対して虐待防止を啓発・普及するために研修を実施しています。
- ⑥ 訪問看護サービス提供時、当該事業所従業者又は養護者(高齢者を現に養護する者)による 虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 12. 身分証の携行

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご利用者のご家族から 提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 13. 居宅介護支援事業所等との連携

① 訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び保健医療サービ スまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- ② この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画書」を、ご利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに速やかに送付します。
- ③ サービス内容が変更された場合又は契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに送付します。

## 14. サービス提供の記録

- ① 訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととします。 利用者さま宅には紫色のファイルを設置させていただき、記録を保存します。また、ステーションにも電子記録を保存し、サービス完結の日から 5 年間保存します。
- ② ご利用者の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真または映像を撮ることがあります。このデータは適切に保管・管理します。
- ③ ご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。なお、複写料金は実費となります。

## 15. 衛生管理

- ④ 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤ 事業所内の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ⑥ ご利用者に他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は事業所にご連絡下さい。状況により訪問日や訪問時間の変更をさせて頂くことがありますのでご了承ください。
- ⑦事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - (ア)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
  - (イ)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - (ウ) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

# 16. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

# A) 【介護保険】訪問看護料金表

【算出方法】 地域単価  $(11.4) \times ($ 月の利用回数×単位数)+各種加算 = 総額)〇円\* 総額)〇円 - (0〇円 $\times (1-$ 利用者負担割合)円\* ) = 利用者負担額△△円 [  $\star =1$  円未満切捨]

# ◆ 訪問看護 利用料金(1回につき):要介護1~要介護5

	サ <b>ー</b> ビス <b>名称</b>	所要時間	単位数	利用者 1割負担	利用者 2 割負担	利用者 3割負担
訪問	閉看護 Ⅰ1	20 分未満	314 単位	358 円	716 円	1,074 円
訪問	閉看護 I 2	30 分未満	471 <b>単位</b>	537 円	1,074 円	1,611 円
訪問	<b>周看護Ⅰ</b> 3	30 分以上 60 分未満	823 単位	939 円	1,877 円	2,815 円
訪問	閉看護Ⅰ4	60 分以上 90 分未満	1128 単位	1,286 円	2,572 円	3,858 円
	訪問看護 I 5	20分	294 単位	336 円	671円	1,006 円
PT • C	訪問看護 I 5×2	40分(20分×2)	588 単位	671円	1,341 円	2,011 円
OT	訪問看護 I 5・ 2 超× 3	60分(20分×3)	795 <b>単位</b>	907 円	1,813 円	2,719 円

# ◆ 介護予防訪問看護 利用料金(1回につき):要支援1~要支援2

	サ <b>ー</b> ビス <b>名称</b>	所要時間	単位数	利用者 1割負担	利用者 2割負担	利用者 3割負担
介訂	蒦予防訪問看護 Ⅰ1	20 分未満	303 <b>単位</b>	346 円	691 円	1,037 円
介訂	養予防訪問看護 I 2	30 分未満	451 <b>単位</b>	515 円	1,02 9 円	1,543 円
介訂	<b>隻予防訪問看護</b> I3	30 分以上 60 分未満	794 <b>単位</b>	906 円	1,811 円	2,716 円
介訂	隻予防訪問看護 I 4	60 分以上 90 分未満	1090 単位	1,24 3 円	2,486円	3,7 2 8 円
PT .	介護予防 訪問看護 I 5	20分	284 <b>単位</b>	324 円	648 円	972 円
· 0T	介護予防 訪問看護 I 5×2	40分(20分×2)	568 単位	648 円	1,295 円	1,943 円

# ※上記の利用料金は、提供時間帯によって変更となる場合があります。

提供時間帯名 早朝 昼間		夜間	深夜	
時間帯	6時~8時まで	0時 10時まで	18時~22時ま	2 2 時 ~ 翌 6 時ま
1 日 中	0 h4 ~ 0 h4 7 (	8時~18時まで	で	で

利用料金	上記の 25%増	上記の通り	上記の 25%増	上記の 50%増
------	----------	-------	----------	----------

## • 加

## 算料金

加算名		単位数	総額(10 割)	1割負担	2 割負担	3 割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30 分未満 / 1 回	+254 <b>単位</b>	2,895 円	290 円	579 円	869 円
※看護師2名	30 分以上 / 1 回	+402 <b>単位</b>	4,582 円	459 円	917 円	1,375 円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30 分未満 / 1 回	+201 <b>単位</b>	2,291円	230円	459 円	688 円
※看護師+看護補助者	30 分以上 / 1 回	+317 <b>単位</b>	3,613 円	362 円	723 円	1,084 円
長時間訪問看護加算	/ 1 🛽	+300 <b>単位</b>	3,420 円	342 円	684 円	1,026 円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	/ 1 🛽	+600 単位	6,840 円	684 円	1,3 6 8 円	2,052 円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	/ 1回	+574 <b>単位</b>	6,543 円	655 円	1,309 円	1,963 円
特別管理加算(Ⅰ)	/ 1ヶ <b>月</b>	+500 <b>単位</b>	5,700円	570円	1,140 円	1,710 円
特別管理加算(Ⅱ)	/ 1ヶ <b>月</b>	+250 <b>単位</b>	2,850 円	285 円	570円	855 円
専門管理加算	/ 1ヶ <b>月</b>	+250 <b>単位</b>	2,850 円	285 円	570 円	855 円
タ <b>ー</b> ミナルケア <b>加算</b>	死亡月のみ	+2500 <b>単位</b>	28,500 円	2,850 円	5,700 円	8,550 円
初回加算Ⅰ	初回訪問月 (退院当日)	+350 <b>単位</b>	3,990 円	399 円	798 円	1,197 円
初回加算Ⅱ	初回訪問月	+300 <b>単位</b>	3,420 円	342 円	684円	1,026 円
退院時共同指導加算	/ 1回	+600 単位	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円
看護・介護職員 連携強化加算	/ 1 回	+250 <b>単位</b>	2,850 円	285 円	570 円	855 <b>円</b>

## ◆ 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス、および介護保険支給限度額に入らない場合の利用料は全額自費となり、金額は利用料の総額(10割)に準じます。

# B) 訪問看護料金表【医療保険】

「(訪問看護基本療養費+加算)+(訪問看護管理療養費+加算)+(その他療養費)=医療費総額」となります。医療費総額のうち、組合健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の1~3割がご利用者の負担する料金です。

## • 利用料金

		医療費 (10 割)	1割負担	2 割負担	3 <b>割負担</b>
<b>計明手滋甘士病美弗</b> 丁	週3日まで/日	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
訪問看護基本療養費Ⅰ	週4日以降/日	6,550 円	665 円	1,310 円	1,965 円
計明手拼甘士病業典□▼1	週3日まで/日	2,780 円	278 円	556円	834 円
訪問看護基本療養費Ⅱ★1	週4日以降/日	3,280 円	328 円	656 円	984 円
訪問看護基本療養費Ⅲ★2		8,500円	850 円	1,700 円	2,550 円

訪問看護管理療養費		月の初回/日	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
		2日目以降/日	3,000円	300 円	600円	900 円
その他	情報提供療養費1~3/月		1,500 円	150 円	300円	450 円
療養費	タ <b>ー</b> ミナルケア <b>療養費</b> 1		25,000 円	2,500 円	5,000円	7,500 円

<sup>★1</sup> 同一建物内の複数のご利用者(3人以上)に同一日に訪問した場合。

<sup>★2</sup> 入院中のご利用者が、在宅療養に備え一時的に外泊する際に訪問看護を行った場合。訪問看護管理療養費は算定しません。

# • 加算料金

	加算項目		加算額	1割負担	2 割負担	3 割負担
	緊急訪問看護加算	(月14日まで) 1日につき	2,650 円	265 円	530 円	795 <b>円</b>
	来心 <b>奶</b> 问 <b>有</b>	(月15日以降) 1日につき	2,000円	200 円	400円	600円
	<b>***</b> *	1日2回目	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
基	難病等複数回訪問加算	1日3回以降	8,000円	800円	1,600 円	2,400 円
本療	長時間訪問看護加算		5,200円	520 円	1,040 円	1,560 円
基本療養費	乳幼児加算(6 歳未満)	1日1回まで	1,300 円	130 円	260 円	390 円
加算項目	乳幼児加算(厚生労働 大臣が定める者)	1日1回まで	1,800円	180 円	360 円	540 円
		看護師等(週1回)	4,300円	430 円	860円	1,290 円
	複数名訪問看護加算	准看護師(週1回)	3,800円	380 円	760円	1,140 円
		看護補助者	3,000円	300円	600円	900円
	早朝・夜間訪問看護加 算	6~8時、18~22時	2,100円	210 円	420 円	630 円
	深夜訪問看護加算	22 時 ~ 6 時	4,200円	420 円	840 円	1,260 円
	24 時間対応体制加算		6,800円	680 円	1,360円	2,040 円
		+ Z \	2,500 円	250 円	500円	750 円
管理	特別管理加算(重症度に	<b>よ</b> る)	5,000円	500円	1,000円	1,500 円
管理療養費	退院時共同指導加算		8,000円	8 00 円	1,600円	2,400 円
变 費	退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200 円	1,800 円
加加	<b>赵阮又饭阳等</b> 加昇	長時間訪問の場合	8,400円	840 円	1,680 円	2,520 円
加算項	在宅患者連携指導加算		3,000円	300 円	600円	900 円
目	在宅患者緊急時等カンフ	ァレンス <b>加算</b>	2,000円	200 円	400円	600円
	専門管理加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
	訪問看護医療 DX 情報活	用加算	50 円	5 円	10 円	15 円

# C) 訪問看護料金表【連携型 定期巡回·随時対応型訪問介護看護】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のご利用者で、訪問看護も利用される場合は、連携先となる当事業所より、下記の月額利用料金を申し受けます。月の途中に契約した場合は日割計算となります。

【算出方法】 地域単価(11.4)×単位数(基本単位+各種加算)=総額○○円\*
総額○○円-(○○円×1-利用者負担割合\*)=利用者負担額△△円 ★=1円未満切捨

# ◆ 利用料金(1ヶ月につき)

要介護度	基本単位数	総額 (10割)	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護1~4	2,954 単位	33,573 円	3,358 円	6,715 <b>円</b>	10,072 円
要介護 5	3,754 <b>単位</b>	42,579 円	4,258 円	8,516 円	12,774 円

## ◆ 加算料金

# D) その他の実費項目

実費項目	単位	料金
   訪問看護サービスに <b>必要</b> な <b>物品代</b>	適宜	ご <b>自身</b> での購入、またはステーション にて代理購入の場合は実費相当額
キャンセル <b>料(特段</b> のご事情がなく、サービス前 日の 18 時までにご連絡がない場合※)	1回	<b>予定</b> されていたサ <b>ー</b> ビス <b>料金</b> の 10 <b>割</b>
通常の業務の実施地域を越える場合の交通費	10	交通費実費
エンゼルケア(指定訪問看護と連続して行う場合)	60 分	25,000 円(消費税別)

※キャンセル料について:サービスをキャンセルする際は、すみやかに事業者までご連絡ください。急な体調変化や、緊急入院などの止むを得ないご事情がある場合、キャンセル料は発生しません。

# E) 費用のご請求およびお支払いについて

ご請求について	・ご利用者負担額(介護保険・医療保険)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ・上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までにご利用者、もしくはお支払いをされる方宛にお届け(または郵送)します。
お支払いについて	・サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。
	(ア)ご利用者指定口座からの自動振替(推奨) (イ)事業者指定口座への振り込み(やむを得ないご事情の場合) (ウ)現金支払い(やむを得ないご事情の場合)
	・お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡しまたは郵送しますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

# <u>チェックリスト</u>

ご利用者、またはそのご家族さまは、以下のリストのうち、担当者から説明を受けた事項をご確認の上、「ご利用者チェック欄」の 口 にチェックを入れてください。

説明欄	確認事項	<b>記載</b> ページ	ご <b>利用者</b> チェック欄					
▼ 介護保険サービス								
	緊急契約(緊急時訪問加算)の説明を受けました	p. 8	確認済					
	複数名訪問についての説明を受けました	p. 8	確認済					
	その他の加算について説明を受けました	p. 8	確認済					
	リハビリがメインになる訪問について説明を受けました	p. 3	確認済					
	()について確認しました		確認済					
▼ [	<b>医療保険サービス</b>							
	緊急契約(24 時間対応体制加算)の説明を受けました	p. 9	確認済					
	複数名訪問についての説明を受けました	p. 9	確認済					
	自治体への情報提供(情報提供療養費)の説明を受けました	p. 8	確認済					
	その他の加算について説明を受けました	p. 9	確認済					
	()について確認しました		確認済					
▼ +	ナービス共通							
	実費についての説明を受けました	p. 10	確認済					
	サービスをキャンセルする場合の説明を受けました	p. 10	確認済					
	体調急変時の訪問について説明を受けました	p.4	確認済					
	災害時の対応について説明を受けました	p.3	確認済					
	()について確認しました		確認済					

訪問看護の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

代表者名 代表取締役 内山 健太郎

東京都杉並区堀ノ内 2-39-18

印

【事 業 者】 事業者名 株式会社 Skyhook

【説 明 者】 事業所名 ナーシングケア いおり

所在地

	担	当者名						
私は、本書面に 当該利用料金の							料金の説	明および
【交 付 日】	<u>令</u>	和	年		月	日		
【ご利用者】	<u>住</u>	所						
	<u>氏</u>	名						印
【代 理 人】		<u>所</u> 名						<u></u> <u>印</u>
	(名	続柄:		)				

署名代行理由: